

議案第七十号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について

次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十二年六月二十日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾貳年六月貳拾日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例

三朝町簡易水道等使用条例（昭和三十二年三朝町条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「の指定する水道工事業者に委託することができる。工費の徴収についても同様とする。」を「が指定したもの（以下「指定工事業者」という。）に施行させることができる。この場合、工事竣工後に管理者の工事検査をうけなければならぬ。」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の指定工事業者に關しては管理者が別に定める。

附 則

この条例は昭和五十二年七月一日から施行する